

熊本市立託麻原小学校PTA 会則

(名称および所在地)

第1条 この会は熊本市立託麻原小学校 PTA(以下「本会」という)と称し、事務局を同校におく。

(目的)

第2条 本会は、保護者、教職員、および地域と協力して、児童の健全な成長と児童福祉の充実につとめることを目的とする。

(方針)

第3条 本会は、前述の目的を達成するため、次の方針に基づいて活動する。

- (1) 託麻原小学校の教育方針を理解し、学校教育に協力する。
- (2) 営利を目的とせず、宗教的、政治的活動を目的とする団体、個人又は事業と関係をもたない。
- (3) 自主独立のものであって、他のいかなる団体の支配、干渉、統制も受けない。
- (4) 児童および青少年の福祉のために活動する他の社会的諸団体および機関と協力する。
- (5) 託麻原小学校の管理や人事に干渉しない。

(活動)

第4条 本会は、上記第2条の目的を達成するため、託麻原小学校と協力し次の活動を行う。

- (1) 学校教育に対する理解と協力
- (2) 児童の福利・厚生・安全環境の整備および向上
- (3) 家庭、学校、地域の連携による教育活動の促進
- (4) 会員相互の教養の向上と親睦の増進
- (5) その他、目的を達成するために必要な活動

(活動の実施)

第5条 本会の活動は、原則として総会やボランティアセンター会議で協議決定された事項に基づき、会員からボランティアを募って実施する。すべての活動は、会員相互の支え合いによって成り立つ。

(会員)

第6条 本会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 本会の会員になることができるのは、託麻原小学校に在籍する児童の父母、またはこれに代わる者(以下「保護者」という)、および常勤の教職員(以下「教職員」という)とする。

- (2) 本会に入会する者は、入会届を提出する。
- (3) 本会を退会する者は、退会届を提出する。ただし、第1項に定める会員資格を喪失することにより退会する場合は、この限りではない。

(ボランティアセンター)

第7条 本会にボランティアセンターをおく。ボランティアセンターは、会員相互の支え合いによる活動が円滑に行われるよう努める。必要に応じてボランティアセンター会議を開き、本会の運営方針、議案、企画および予算案等の会務について話し合う。

(ボランティアセンタースタッフ)

第8条 ボランティアセンターのスタッフ(以下「スタッフ」という)は、次のとおりとする。

会長1名(保護者)

副会長5名:校内担当2名、校外担当2名(保護者)、教職員代表(教頭)

書記2名(保護者)

会計2名(保護者)

顧問1名(学校長)

- (1) 会長を除くスタッフの人数は諸事情に応じて、増減することができる。
- (2) スタッフは、会計監査を兼ねることはできない。

(ボランティアセンタースタッフの任務)

第9条 スタッフの任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括するとともに、総会、ボランティアセンター会議を招集する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長不在の場合には会長代理をつとめる。
- (3) 書記は、総会に提出する議案や報告書を作成し、諸会議の議事ならびに本会の活動に関する事項を記録保管する。また、ホームページや LINE オープンチャット等の SNS の管理を担う。
- (4) 会計は、本会のすべての金銭の収支を正確に記録し、ボランティアセンター会議で収支を報告するとともに、総会において会計監査を経た前年度決算報告および今年度予算案を提示する。
- (5) スタッフは、すべての会合に出席して意見を述べることができる。
- (6) スタッフは、地域との協働に努め、関係する諸会議に出席し、地域と学校の橋渡しを担う。
- (7) ボランティアセンターに寄せられるサークル申請や夢プロ企画に対し、必要な助言とサポートを行う。
- (8) 選考委員会(第12条)の不在あるいは不足する場合には、次期スタッフならびに監査委員の選考を行う。

(会計監査)

第10条 本会に会計監査(保護者会員)を2名おく。会計監査は、本会の収支について監査を行い、総会で監査報告をする。その他、会計監査に関する事項は、細則の第2章会計監査による。

(任期)

第11条 すべてのスタッフと会計監査の任期は1年とする。再任も可能であるが、連続して4年を超えてはならない。ただし、教職員のスタッフに関してはその限りではない。

(選考)

第12条 次期スタッフ及び会計監査を選出するために、選考委員会を設ける。

(2) 選考委員会は、6名程度の保護者会員と教職員代表1名をもって構成する。

(3) 選考委員会は翌年度の候補者を保護者の中から選考し、総会において承認を得る。

(4) 選考委員会の募集呼びかけにも関わらず、選考委員が不在あるいは不足する場合には、その任をボランティアセンターにおいて代行する。

(5) 選考活動において、通信費が発生する場合は通信費を支給する。

(PTA 事務)

第13条 スタッフは、ボランティアセンター会議の承認を得て、PTA事務員をおくことができる。PTA事務員の雇用にあたっては、年度ごとに協議の上、双方の同意を得ることとする。PTA事務の役割は以下のとおりとする。

(1) 会費・保険の徴収・集計に関わる業務

(2) 印刷業務

(3) その他スタッフの補助業務

(総会)

第14条 総会は、本会の最高議決機関であり、定期総会および臨時総会とする。定期総会は年2回(年度初めと年度終わり)開き、次の事項を決定する。

(1) 前年度活動報告および今年度活動計画の承認

(2) 前年度決算および今年度予算案の承認

(3) スタッフおよび監査の承認

(4) 会則の改廃

(5) その他必要と認める事項

(総会の開催方法)

第15条 総会は、以下の方法で開催する。

(1) 対面総会・WEB 総会

(2) 書面総会

(総会の議決)

第16条 議決権は、保護者1世帯および教職員1名につき1票とする。なお、前項の開催方法に応じ、議決の基準を以下に定める。

- (1) 対面総会・WEB 総会:総会は委任状を含め、会員の5分の1以上の出席をもって成立とする。議事は、出席会員の過半数の賛成で決し、可否同数の場合は、議長が決する。
- (2) 書面総会:原則として、会員の書面による議決権行使により議決するものとする。この場合、会員数の5分の1以上の議決権行使書の提出をもって総会の成立とし、議事はその過半数で決する。

(臨時総会)

第17条 ボランティアセンターが必要と認めた場合、または、世帯数の10分の1以上の要求があった場合は、会長が臨時総会を招集する。

(総会の議長)

第18条 総会の議長は、会長、または会長が指名する者とする。

(ボランティアセンター会議)

第19条 ボランティアセンター会議の構成および開催は、次のとおりとする。

- (1) ボランティアセンター会議は、ボランティアセンタースタッフをもって構成する。
- (2) ボランティアセンター会議は、定期的を開くとともに、必要に応じて臨時に開くことができる。
- (3) ボランティアセンターは、各サークルとの連携を図り、意見交換や情報共有のために、必要に応じて「代表者会議」(ボランティアセンター+各サークル長からなる)を開催することができる。
- (4) ボランティアセンタースタッフおよび会員の要望により、誰でも参加でき、自由な意見交換を行う場として「公開ボランティアセンター会議」を開催することができる。

(ボランティアセンター会議の任務)

第20条 ボランティアセンター会議の任務は、次のとおりとする。

- (1) 総会で議決された事項を執行する。
- (2) 本会の日常業務を執行し、処理する。
- (3) 活動計画の実施にあたって、スタッフや会員より提案された事項について決定する。議決が必要な場合は、3分の2以上の賛同(校長・教頭の賛同を必須とする)をもって決する。ただし、前条(3)の代表者会議と(4)の公開ボランティアセンター会議においては、議決を行わない。
- (4) 総会に提出する議案・予算案・決算案を審議する。
- (5) 5000円以上の物品購入時の審議を行う。ただし、3万円以上の高額物品購入の場合は、総会に諮ることとする。
- (6) 関係諸団体との協力体制について審議する。

(会計)

第21条 本会の資産は、本会則第2条の目的・第3条の方針に従い、第4条の活動の範囲以外に使用してはならない。その他、会計に関する事項は、細則の第1章会計による。

(地域との連携)

第22条 本会は、子どもたちの健やかな成長と安全を守るために、家庭および地域の関係諸機関と連携を図り、協力していく。

(細則および規程の改正)

第23条 本会則の細則および規程は、ボランティアセンター会議の決議により制定ならびに改廃できる。ただし、改正の結果は次期総会において報告しなければならない。

(文書の保管)

第24条 文書の保存は原則5年とする。ただし、重要な文書についてはその限りではない。

(ボラセンスタッフの人数不足によるPTAの休会及び解散)

第25条 PTAの休会および解散は、次のとおりとする。

- (1) ボラセンスタッフの人数が当該年度の2月のボランティアセンター会議開催前日までに規定の人数(会長 1名、校内副会長 2名、校外副会長 2名、書記 2名、会計 2名、監査委員 2名)に達しない場合、次年度のPTA活動を1年間休会とする。
 - ① 活動休止中であっても、ボラセンスタッフ役員選出および窓口等のためにボランティアセンターを置くことができる。
 - ② 活動休止中であっても、必要に応じて臨時総会を開催することができる。
 - ③ 活動休止中のボラセンスタッフは、次年度のボラセンスタッフ募集を行う。
 - ④ 活動休止中であっても、選考委員会は次年度ボラセンスタッフの選考活動を行うことができる。
- (2) 休会中における当該年度の2月のボランティアセンター会議開催前日迄にボラセンスタッフの人数が充足されない場合、休会年度末時の会計報告をもってPTAを解散とする。
- (3) 残存するPTA会費の繰越金、周年積立金、教育助成金について以下のいずれかの用途に使用する。
 - ① 1年の休会后、PTAを再開する場合の立ち上げ経費として使用する。
 - ② 解散となった場合、学校への備品の購入および寄贈に使用する。
 - ③ 在校生の教育活動に必要な備品を購入する。
 - ④ その他、解散へ向けた事務処理経費とする。
- (4) PTAで使用していた備品等は学校側へ寄付し、不用品は全て破棄する。
- (5) PTA会費の剰余金最終会計報告はすべての処理終了後、連絡アプリなどにて報告することとする。

(託小サポーター)

第26条 本会の活動支援として協賛金を支払う制度とする託小サポーターを設ける。
託小サポーターに関する事項は細則第5章による。

附則

この会則は、昭和29年6月5日から施行する。

昭和39年4月 1日 改正

昭和43年2月29日 改正

昭和45年5月26日 改正

昭和52年5月13日 改正

昭和54年5月22日 改正

昭和56年5月20日 改正

昭和60年5月28日 改正

昭和63年3月15日 改正

平成 2年5月12日 改正

平成 4年2月15日 改正(会費の改正については、平成4年度から適用する。)

平成 6年3月 9日 改正

平成13年3月 7日 改正

平成14年3月 7日 改正

平成15年5月16日 改正

平成20年3月 4日 改正

平成26年3月 5日 改正

平成31年3月 8日 改正(学級委員会の改正については、平成31年度から適用する。)

令和3年3月12日 全面改定し、令和3年度から施行する(令和3年度新会則お試し運用)

令和4年2月25日 改正(令和4年度もお試し運用)

令和5年3月1日 改正

令和5年4月1日から正式な会則として施行する。

令和7年3月3日 改正

熊本市立託麻原小学校PTA 会則細則

第1章 会計

(会費)

第1条 本会の会費は、1世帯につき学期あたり 1,000円(保険(安互)加入費用含む)とする。

- (1) 教職員・要保護世帯・準要保護世帯に関しては、ボランティアセンター会議において協議し、減免措置をとることとする。
- (2) 会費は、年額一括の振込納入とする。年度途中の入会にあたっては、在籍学期分から学期単位で支払うこととする。
- (3) 転出や途中退会時には、過払い分を返金する。ただし、過払い分の返金にあたっては、退会届提出時に退会者から請求することとし、在籍していない学期の分のみ、学期単位での返金とする。

(予算)

第2条 本会の経理は、総会において議決された予算に基づいて行われる。

- (1) 当初予算に過不足が生じた場合は、ボランティアセンター会議に諮り、処理することができる。
- (2) 会則第20条(5)に該当する高額物品購入にあたっては、総会に諮ることとする。

(活動費)

第3条 スタッフに対し、活動費として年額 5 万円と固定し、年額からスタッフの人数を割った金額を支給する。(10 円以下切り捨て)(ただし、教職員はその対象とはならない)。また、サークル長および選考委員長には、活動費として年額2,400円を支給する。会計監査には、活動費として年額2,000円を支給する。また、サークル長が、他サークル長を兼任する場合は、2つ目に対して活動費の半額(年額1,200円)を支給する。

(活動経費)

第4条 サークル活動や夢プロ活動に際し、かかる経費を活動経費という。活動経費の使用にあたっては、支出伺い書の提出と領収書等の提出を義務づける。また、活動経費のうち、予算案に含まれていないものに関しては、ボランティアセンター会議の承認を必要とする。

- (2) 夢プロジェクトにおける各企画の活動経費に関しては、参加者1名につき200円を上限に補助する。補助の対象者は託麻原小学校児童およびPTA会員(保護者・教職員)とする。なお、非PTA会員保護者や未就学児は、活動費補助の対象には含まれない。

(渉外費)

第5条 PTA会員が、外部の研修・会議等への参加の際にかかる経費を渉外費として支出する(交通費は次項に記載)。県外での研修等で生じる宿泊費も渉外費として支出する。

(交通費)

第6条 前項のためにかかる校区外への移動については、交通費を支払う。ただし、他団体等から支給される場合は、本校PTA会費からの支払いはしない。

- (1) 昼間:500円/人、夜:1,000円/人。ただし、交通手段は問わない(タクシー使用時は(2)参照)が、自家用車で乗り合わせる場合、運転者のみに1人分の交通費を支払う。
- (2) タクシーの使用は原則乗り合わせとし、実費を支払う。
- (3) 県外への高速料金およびガソリン代は実費を支払う。

(周年積立金・教育助成金)

第7条 周年行事への積立金および教育助成金は以下の通りとする。

- (1) 周年行事積立金は、年度初めの会費等の収入状況によりボランティアセンター会議で決定する。
- (2) 教育助成金は、本校予算と近隣の小中学校を鑑み、総会へ予算案として諮る。

(決算)

第10条 本会の決算は、会計監査を経て、総会の承認を得なければならない。

第2章 会計監査

(目的)

第1条 会計監査は、収入や支出が PTAの本来の目的に沿ったものか、また、団体の規約に則った会計処理がされているかを調べ、評価することで、会員が安心して活動できるように努める。

(監査の時期)

第2条 会計監査は、中間監査(9月)と年度末監査(3月)の年2回を基本とする。
ただし、必要があると判断したときには、上記以外にも監査を実施することができる。

(監査の実施)

第2条 会計監査を行う場合には、会長と会計立ち合いのもと実施する。ただし、会長不在の折には、会長に委任された副会長の立ち合いも可とする。

(監査報告)

第4条 監査を実施した際は、決算書への署名・押印の他に、所定の書式を用い、書面で結果を報告する。

- (1) 問題がない場合:決算報告書に署名・押印する。
- (2) 問題があった場合:以下の対応を行い、決算報告書を作成する。
 - ① 単純なミスがあった場合:その場で修正を依頼し、確認をする。

- ② ①以外の問題があった場合:事実関係を調査し、改善方法について話し合い、次年度から改善されるよう要求する。
- ③ 第1条の目的を大きく逸脱する場合には:総会(定期あるいは臨時)の開催および審議を要求する。

第3章 サークル

(目的)

第1条 サークルは、会員の有志による活動である。児童の健全な成長を助けることや、会員相互の親睦をはかることを目的とし、営利目的の活動は行わないものとする。

(設置)

第2条 サークルを新たに設ける場合は、「設立申請書」を提出してのち、ボランティアセンター会議の承認を得るものとする。

(申請条件)

第3条 サークルの申請には、3名以上かつサークル長の選出を必要とする。なお、サークル長その他サークル長との兼任は2つまでとする。

(活動経費)

第4条 サークル活動経費を次のとおりとする。

- (1) サークルとして登録された団体を対象とする。
- (2) サークルの要請に応じてボランティアセンター会議で協議し、上限を設けて活動経費を支給する。
- (3) 会員相互の親睦をはかることを目的とした活動(飲食を伴う茶話会・懇親会等)は、受益者負担を原則とする。

(解散)

第5条 サークルは次の場合解散する。

- (1) サークル代表者からの申し出があった場合
- (2) サークル登録者が3人未満になった場合
- (3) サークルを解散する場合、以下の手続きを必要とする。
 - ① (1)(2)のいずれかの理由によりサークルを解散する場合、すみやかに「解散申請書」を提出し、ボランティアセンター会議の承認を得るものとする。
 - ② 当該年度内のサークルの解散は、「解約申請書」を当該年度の3月のボランティアセンター会議開催前日までに提出し、ボランティアセンター会議で承認されたサークルに限る。

- ③ BAND を閉鎖する。但し、DATA 保存などが年度内に整理できない時は、ボランティアセンターに申し出、許可を得た時のみ次年度1学期迄を期限として延長できるものとする。

第4章 夢プロジェクト(自主企画)

(定義)

第1条 夢プロジェクト(以下「夢プロ」という)とは、継続を前提としない行事または活動で、企画・運営の意思がある会員の協力で起案・実施することができる。本会会則の「方針」と「活動」を遵守するものとする。

(企画・立案)

第2条 企画・立案にあたっては、活動・予算計画書を提出し、ボランティアセンター会議で承認を得るものとする。

(会計・収支)

第3条 会計は、ボランティアセンター会議にて、収支を報告する。

第4条 活動の結果生じた収支差額については、原則として本会に寄付する。なお、収支差額とは、活動により生じた収入から支出を控除した残額をいう。

第5章 託小サポーター

(定義)

第1条 本会の定める会則を理解し、その目的や方針に共感し支持するが、本会の活動には参加できない保護者が、本会の活動支援として協賛金を支払う制度であり、活動に参加しない意思表示をもって会員とは区別される。

(託小サポーター)

第2条 託小サポーターとは、次のとおりとする。

- (1) 託小サポーターになることができるのは、託麻原小学校に在籍する児童の父母、またはこれに代わる者(以下「保護者」という)とする。
- (2) 託小サポーターになる者は、託小サポーター申請書(Google フォーム)を提出する。入会届、退会届の提出はない。
- (3) 本会会員とは区別される。

(協賛金)

第3条 託小サポーターの協賛金は、1世帯につき年額 3,000 円とする。

- (1) 要保護世帯・準要保護世帯に関しては、ボランティアセンター会議において協議し、減免措置をとることとする。
- (2) 協賛金は、年額一括の振込納入とする。年度途中の入会にあたっては、一律3,000円とする。
- (3) 転出や途中解約時の過払金の返金はないものとする。
- (4) 本会の活動により子どもたちへの恩恵や効果を期待して支払われる協賛金は、全児童へ恩恵がある活動に使われるものとする。

(その他細則)

第4条 託小サポーターの細則は以下のとおりである。

- (1) 総会議決権を持たない。
- (2) 入会届を提出することによって本会員に移行することができる。移行する時は、先に支払われた協賛金を会費に充当するものとする。
- (3) 希望によりPTA すぐーるに登録をすることができる。

附則

この細則は、昭和29年6月5日から施行する。

昭和35年4月 1日 改正

昭和42年5月 1日 改正

昭和43年3月 1日 改正

昭和45年5月26日 改正

昭和48年5月11日 改正

昭和52年5月13日 改正

昭和54年5月22日 改正

昭和56年5月20日 改正

昭和58年5月18日 改正

昭和63年3月15日 改正

平成 2年3月15日 改正

平成 4年2月15日 改正

平成 5年3月10日 改正

平成 6年3月 9日 改正

平成 8年3月 7日 改正

平成13年3月 7日 改正

平成14年3月 7日 改正

平成15年3月 6日 改正

平成20年3月 4日 改正

平成26年3月 5日 改正

平成31年3月 8日 改正(学級委員会の改正については、平成31年度から適用する。)

令和3年3月12日 全面改定し、令和3年度から施行する(令和3年度新会則お試し運用)

令和4年2月25日 改正(令和4年度もお試し運用)

令和4年6月3日 改正

令和5年3月1日 改正

令和5年3月16日 改正

令和5年4月1日から正式な細則として施行する。

令和7年3月3日 改正 (第1章(会計)第8条・第9条削除、第3章・第4章一部改正、第4章(夢プロジェクト)第5条削除、第5章新設)

新設された第5章は令和7年4月1日から施行する。

令和7年4月18日 改定(第3章(サークル)第5条(3))

令和7年5月2日 改正(第1章(会計)第3条(活動費))

令和8年3月7日 改正(第1章(会計)第1条(会費)・第1章(会計)第3条(活動費)・第1章(周年積立金)第7条・第5章(託小サポーター)第3条・第4条)

弔慰規程

第1条 熊本市託麻原小学校PTAの弔慰規程を次のとおり定める。

(対象)

第2条 この規程の適用を受ける者は次のとおりとする。

(1) 本校PTA会員

(2) 本校児童

(3) その他、ボランティアセンター会議において特に必要と認めたもの

2 前項第3号に適用した場合は、事前または事後にボランティアセンター会議に報告し、承認を得なければならない。

(金額)

第3条 弔慰基準を次のとおりとする。

(1) PTA会員の死亡 5000円

(2) 児童の死亡 5000円

2 第1項に掲げるもののほか、その他弔慰に関する事項については、第1項各号に準じる。

(その他)

第4条 PTA会員が家屋全焼等不慮の災害を受けた場合は、別途ボランティアセンター会議で協議する。

(改定)

第5条 この規程の改正等はボランティアセンター会議で行い、総会に報告しなければならない。

(申し合わせ事項)

この規程の適用を受けても、返礼は一切しないものとする。

附則

この規程は、昭和63年3月13日から施行する。

平成15年3月6日 改正

平成18年3月6日 改正

令和3年3月12日 全面改定し、令和3年度から施行する(令和3年度新会則お試し運用)

令和4年2月25日 改訂(令和4年度もお試し運用)

令和5年4月1日から正式な規程として施行する。

個人情報に関する規程

(目的)

第1条 熊本市立託麻原小学校PTA(以下「本会」という)が保有する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、PTA役員名簿及びその他の個人情報(以下、単に「個人情報」という)の取り扱いについて定めるものとする。

(責務)

第2条 本会は個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、PTA活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(管理者)

第3条 本会における個人情報の管理者は、PTA会長とする。

(取扱者)

第4条 本会における個人情報の取扱者は、ボランティアセンタースタッフおよびPTA事務とする。

(秘密保持義務)

第5条 個人情報の管理者・取扱者は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせたり、不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(収集方法)

第6条 本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を定め、本人に明示する。なお、要配慮個人情報などを収集する場合は、あらかじめ本人の同意を得る。

(利用)

第7条 取得した個人情報は、次の目的のために利用する。

- (1)会費集金、管理、その他の文書の送付
- (2)会員名簿、サークル名簿、ボランティアセンタースタッフ名簿の作成、総会資料の作成
- (3)会員の弔慰等
- (4)サークル活動で発行、配布する資料の作成
- (5)選考活動、その他のPTA活動実施のため

(利用目的による制限)

第8条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ることなく、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

(管理)

第9条 個人情報管理は管理者又は取扱者が保管するものとし、適正に管理する。

2 不要となった個人情報は管理者立会いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(保管及び持ち出し等)

第10条 個人情報は、漏えい、紛失又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために鍵のかかるキャビネットに保管するなど必要かつ適切な措置を講ずるものとする。

2 個人情報を取り扱う電子機器等については、ウイルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管することとする。また、持ち出す場合は、ファイルにパスワードをかける、暗号化するなど適切に行うこととする。

(第三者提供の制限)

第11条 個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

(1)法令に基づく場合

(2)人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合

(3)公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要がある場合

(4)国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(情報開示等)

第12条 本会は、本人から、個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(漏えい時等の対応)

第13条 個人情報を漏えい等(紛失含む)したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告する。

(研修)

第14条 本会は、ボランティアセンタースタッフおよびサークル代表者に対して、定期的に、個人情報の取り扱いに関する留意事項について研修を実施するものとする。

(苦情の処理)

第15条 本会は、個人情報の取り扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(改正)

第16条 本会の「熊本市立託麻原小学校PTA個人情報保護規程」は、総会において改正する。

附則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。(令和3年3月12日 新規作成 令和3年度お
試し運用)

令和4年2月25日 改訂(令和4年度もお試し運用)

令和5年4月1日から正式な規程として施行する。